

◇村 田 薫 君

○議長（高橋 猛君） 最初に、5番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（5番 村田 薫君 登壇）

○5番（村田 薫君） おはようございます。一般質問を行います。

質問事項は、美郷町の日本酒で乾杯を推進する条例の制定をということです。

質問内容に入っていきますけれども、酒宴の幕あけの常套句は、「まずはビールで乾杯」と言って始まるのが通例でした。最近、「日本酒で乾杯条例」を制定する自治体がわずかであるが出てきております。美郷町には3軒の造り酒屋があることはご存じのとおりです。これは、我が町が水とお米に恵まれ、おいしい御飯やお酒も日々の営みの中で、出羽の国建国の時代から引き継がれているものです。最近では、「美郷酒米研究会」なるグループが生まれるなど、地酒に対して絶対の自信と熱い思いがあります。この思いを生かし、地酒を通し日本の和の文化を感じる機会をつくり上げてほしいと思っております。

残念なことに、現在、日本酒の消費量は景気の低迷が続き、全盛期の約3割まで落ち込んでおります。日本酒の普及を通じた地域おこし、また地域文化の発信、それとお米にかかわる業種への波及効果、つまり酒を飲むためには相性のいい料理となる新鮮な野菜を使った漬物、または納豆料理など、地場産業にも当町は恵まれており、経済効果の促進にかなり寄与すると思われまます。もちろんのこと、乾杯に必要な杯、とっくりなどの製造ができる陶芸技術に優れた方々も当町にはおります。

美郷町の例規集の項目、商工観光に美郷町地販地消・地産外商推進条例の中では、生産品目全般に対し地域循環型奨励をうたっておりますが、私は地酒について特にこだわり、官民を問わず諸団体などの催しの中で地酒による乾杯の習慣を広めることを働きかけ、条例化を提案するものです。

もちろん、条例化されたとしても、これは理念的条例で拘束力はないものにすべきと思っております。町長の考えを伺います。

○議長（高橋 猛君） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

美郷町の日本酒で乾杯を推進する条例の制定についてですが、議員もご指摘のとおり、ことし1月に京都市で条例制定されたのをきっかけに、佐賀県や兵庫県西宮市など各地で同様の動きが

広がっております。その中で、京都市においては、酒器としての清水焼や京野菜を使った和食、そして和服などにも波及があり得るとして、地域振興につながる期待を持って条例制定したと伺っております。

さて、美郷町についてですが、町内産の地酒は申すまでもなく、美郷町における大切な地域特産品の1つです。そのため、これまで地販地消・地産外商の観点で、その認知度の向上に努めてまいりましたし、個人的にも知人や友人へのお土産用に活用してきているところですので、その消費拡大には議員と同様の認識を持っております。

そうした認識のもと、先日、大仙市にいらっしゃった自由民主党幹事長、石破 茂氏への要望会において、私は、日本酒を国の酒、「国酒」と位置づけ、輸出振興や農業振興、観光振興にもつながるような方針提示、あるいは具体の支援などを考えられないか、石破幹事長に質問いたしました。その際、石破幹事長から逆に聞かれましたのが、「美郷町は日本酒の乾杯条例をつくっていますか」という質問で、私は「残念ながら現在はありませんが、今後、検討したいと思います」と答えただけのところでした。

また、40年以上継続した減反政策が今後廃止される方針を踏まえると、町内において確実に消費される米については町内産で賄う体制を構築することも大切と考え、町内で醸造に使う米については、今後、町内産を使う方向にご理解いただけないか、町内の3醸造元に打診するつもりであります。

こうした考え方を踏まえ、議員ご提案の、日本酒で乾杯を推進する趣旨の条例制定については、美郷の食文化発信、美郷の農業振興、美郷の観光振興などの観点も含め、今後、関係者と十分に協議し、しかるべき時期に条例案を町議会に提出したいと存じますので、よろしくご協力をお願いいたします。

なお、個人の嗜好に踏み込む部分もありますので、制定に当たってはもちろん罰則や拘束力を持たせない理念条例がふさわしいと考えております。以上です。

○議長（高橋 猛君） 再質問ありますか。5番、村田 薫君の再質問を許可いたします。

○5番（村田 薫君） 再質問ではありませんけれども、最後に一言述べさせていただき、終わりとさせていただきますので、お願いいたします。

日本酒で乾杯条例を制定した自治体は全国で25、現在ございます。今の12月定例会で発議予定している自治体は3つあると伺っております。東北では現在、条例制定した自治体は福島県の南会津町だけでした。この町では4軒の酒蔵がありまして、4年前に条例化制定の動きがありましたけれども、日本酒と特産のワインを含めて、ことしの6月に発議提案され、制定されております。

す。この背景には、これ以上保留すると、ほかの自治体におくれをとりかねないという配慮があったと伺います。当町でもスムーズな制定にわずかな障害となる事情があるでしょうが、再検討をぜひいただきまして、制定化の時期をお待ちしておきたいと思っております。

これは願わくばのお話で、ちょっと逸脱しますけれども、その次のステップへ話を飛躍し、当町で4月に連携協力協定を結びました日本航空の機内食にも当町の地酒が搭載されることを強く期待いたしまして、終わりといたします。

○議長（高橋 猛君） これで、5番、村田 薫君の一般質問を終わります。